

資料8 山梨県グリーン購入の推進を図るための方針

1 趣旨

山梨県における物品等の調達に当たり、従来考慮されてきた価格や品質などに加えて、環境保全の観点から、環境負荷の低減に資する製品、原材料等を優先的に選択するグリーン購入を推進する必要があるため、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(以下「グリーン購入法」という。)第10条に基づき、基本的事項を定めるものとする。

2 適用範囲

知事部局、議会事務局、教育委員会、人事委員会事務局、監査委員事務局、
労働委員会事務局、警察本部、企業局

ただし、物品の購入にあたっては、公の施設及び病院などもっぱら県民の利用に供される施設については事務管理部門のみとする。

3 基本方針

物品等の調達にあたっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は、資源採取から廃棄までの全ての製品ライフサイクルにおける多様な環境への負荷の低減が可能かどうかを考慮していくことが、必要となってくる。

このことから、物品調達時には、下記の点に特に配慮するものとする。

- ① 環境や人の健康に被害を与えるような物質の使用及び放出が削減されていること。
- ② 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ③ 資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
- ④ 長期間の使用ができること。
- ⑤ 再使用が可能であること。
- ⑥ リサイクルが可能であること。
- ⑦ 再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。
- ⑧ 廃棄されるときに処理や処分が容易なこと。

また、環境物品等の調達推進を理由として、調達数量が増加することのないよう配慮するものとする。

4 特定調達品目及び調達の目標

県は、重点的に調達を推進する環境物品等(以下「特定調達品目」という。)の種類、判断の基準、調達の目標等を、毎年度「特定調達品目一覧」として、定めるものとする。

5 調達手続き

- 1) 特定調達品目に該当する物品等を調達する場合は、原則として、「特定調達品目一覧」の判断基準に適合する物品等を選択するものとする。

また、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成13年2月2日閣議決定)」に掲げる特定調達品目の判断基準も参考にすること。

なお、調達手続きの簡素化を図るため、下記の第三者機関や業界団体等が運用している環境ラベル制度による製品については、判断基準に適合する物品とみなすものとする。

環 境 ラ ベ ル 等	・エコマーク((公財)日本環境協会) ・グリーンマーク((一社)日本オフィス家具協会) ・国際エネルギースタープログラム(経済産業省(省エネルギーセンター)) ・省エネラベリング制度(経済産業省(省エネルギーセンター)) ・統一省エネラベル(経済産業省(省エネルギーセンター)) ・PETボトルリサイクル推奨マーク(PETボトルリサイクル推進協議会) ・エコ・ユニフォームマーク(日本被服工業組合連合会) ・フレームマーク(全日本ベッド工業会) ・衛生マットレス(全日本ベッド工業会) ・モバイル・リサイクル・ネットワーク((一社)電気通信事業者協会) ・自動車の燃費性能の評価及び公表(国土交通省) ・低排出ガス車認定(国土交通省) ・低燃費タイヤ統一マーク((一社)日本自動車タイヤ協会) ・JIS(日本産業規格) ・バイオマスプラスチックマーク(日本バイオプラスチック協会(JBPA)) ・バイオマスマーク((一社)日本有機資源協会)
----------------------------	--

- 2) 特定調達品目以外の品目についても、特定調達品目の調達手続きに準じて、できる限り環境に配慮した物品を選択するよう努めること。
- 3) 特定調達品目に該当する物品等を調達する場合において、やむを得ないと認められる理由がある場合には、判断基準を満たさない物品を購入せざるをえない場合もあるが、その場合には、その理由を明らかにしておくこと。

6 その他グリーン購入の推進に関する重要事項

国及び各都道府県、県内各市町村の環境政策及び調達方針と連携を図りつつ、グリーン購入を推進していくものとする。

令和6年度特定調達品目一覧						
【調達目標を掲げて取り組む品目】						
分野	品目名		品目コード	判断基準	目標の立て方	調達目標
①紙類						
(9)	情報用紙				当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	コピー用紙	1	製品に表示(または証明)される総合評価値が80以上であること。 ＜古紙パルプ配合率、森林認証材・間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を算定式※1により総合的に評価＞			
	フォーム印刷	2	○古紙パルプ配合率70%以上かつ白色度70%程度以下。 ○塗工量が両面で12g/㎡以下。			
	インクジェットカラープリンター用塗工紙	3	○古紙パルプ配合率70%以上。 ○塗工量が両面で20g/㎡以下(片面12g/㎡以下)。			
	印刷用紙					
	1色刷り(非塗工紙)	4	総合評価値80以上。 ＜古紙パルプ配合率、森林認証材・間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を算定式※2により総合的に評価＞			
	多色刷り(塗工紙)	5	総合評価値80以上。 ＜古紙パルプ配合率、森林認証材・間伐材等パルプ配合率、管理木材パルプ配合率、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合及び白色度を算定式※2により総合的に評価＞			
	封筒(クラフト)	6	古紙パルプ配合率40%以上。			
	窓あき封筒	7	○古紙パルプ配合率40%以上。(窓部分に紙を使用している場合、窓部分には不適用。) ○窓部分にプラスチック製フィルムを使用している場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①窓フィルムについては再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用。 ②バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用。			
	衛生用紙					
	トイレットペーパー	8	古紙パルプ配合率100%。			
	ティッシュペーパー	9	古紙パルプ配合率100%。			
②納入印刷物						
(1)	納入印刷物の仕様 (報告書類・ポスター・チラシ・パンフレット等の印刷物を対象とする)	10	○分野①紙類の情報用紙及び印刷用紙に係る判断の基準を満たす用紙を使用すること。(冊子形状のものについては表紙は除く。) ☆非塗工紙…総合評価値80以上。 ☆塗工紙…総合評価値80以上。 ○オフセット印刷に使用するインキにおいて次のいずれかの要件を満たすこと。 ①バイオマスを含有したインキ(植物油インキ、大豆油インキなど。)であって、かつ芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキが使用されていること。 ②インキの化学安全性が確認されていること。		当該年度に発注する印刷物の発注総数(金額)に占める基準を満たす用紙を使用した発注額の割合とする。	100%
③文具類						
(79)	文具共通		○次のいずれかの要件を満たすこと。また、これに加えて、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合は②、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は③イの要件をそれぞれ満たすこと。 ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア.再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上(ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの場合は、プラスチック重量の20%以上。) イ.バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用。 ②金属を除く主要材料が木質の場合 間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源又は合法材であること。 ③金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たすこと。 ア.古紙パルプ配合率50%以上 イ.バージンパルプの合法性の担保 ④大部分の材料が金属類の場合は、次の要件を満たすこと。ただし、すべての材料が金属の場合はイの要件を除く。 ア.原材料使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化 イ.異種材料間の易分解性(安全性の観点から必要性のある部品を除く) (判断の基準④については、令和5年度1年間は経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(令和4年2月25日閣議決定)の文具類に係る判断の基準①から判断の基準④のいずれか又は個別の特定調達品目に係る判断の基準を満たす製品は、本項の判断の基準を満たすものとみなすこととする。) ⑤エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ○使用される塗料は、有機溶剤及び臭気可能な限り少ないものであること。 ○製品全体又は部品及び容器包装は、可能な限り単一素材化又は使用する素材の種類が少なくなるよう配慮されていること。			
	シャープペンシル	11		各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%	
	シャープペンシル替芯	12				
	ボールペン	13	芯が交換できること。			
	マーキングペン	14				
	サインペン	15				
	鉛筆	16				
	定規	17				
	トレー	18				
	連射式クリップ(本体)	19	○金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。(消耗部分を除く。) ①再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上(ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上。) ②バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用。			
	ファイル	20	○主要材料が紙の場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①古紙パルプ配合率70%以上。 ②間伐材パルプを配合かつ古紙パルプ配合。			
	バインダー	21	○表紙とじ具を廃棄時に分別可能。			
	クリアーホルダー	22				
	クリアーブック	23				
	カードケース	24				
	綴込表紙	25	芯材が古紙パルプ配合率70%以上。			
	工事用アルバム(台紙を含む)	26	表紙が古紙パルプ配合率50%以上。			
	用箋挟	27	芯材が古紙パルプ配合率70%以上。又は、廃棄時に分別可能。			

インデックス	28	○金属を除く主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックが、プラスチック重量の70%以上。(ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの場合は、プラスチック重量の35%以上。) ○主要材料が紙の場合、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上。 (粘着剤はできるだけ可溶性粘着材を使用し、樹脂ラミネート加工がされていないこと。)
OHPフィルム	29	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の30%以上。 ②インクジェット用のものは、上記①又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用。
修正液	30	金属を除く主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックが、プラスチック重量の70%以上。(ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの場合は、プラスチック重量の35%以上。)
修正テープ	31	○金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。(消耗部分を除く。) ①再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上(ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上。)。 ②バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用。
消しゴム	32	【判断の基準は巻紙(スリープ)又はケースに適用】
付箋紙	33	○金属を除く主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックが、プラスチック重量の70%以上。(ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの場合は、プラスチック重量の35%以上。) ○主要材料が紙の場合、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上。 (粘着剤はできるだけ可溶性粘着材を使用し、樹脂ラミネート加工がされていないこと。)
ノート	34	○古紙パルプ配合率70%以上。 ○塗工されているものにあつては、塗工量が両面で30g/㎡であること又は塗工されている印刷用紙に係る判断の基準を満たすこと。 ○塗工されていないものにあつては、白色度が70%以下であること。
メモ帳	35	古紙パルプ配合率70%以上。
ステープラー(汎用型)	36	【汎用型とは10号針使用のハンディタイプ】 ○金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。(機構部分を除く。) ①再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上(ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上。)。 ②バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用。
ステープラー(汎用型以外)	37	
のり(固形)(補充用を含む)	38	【判断の基準は容器・ケースに適用】 消耗品が交換できること。
のり(液体)(補充用を含む)	39	【判断の基準は容器に適用】 内容物が補充できること。
のり(テープ)	40	【判断の基準は容器・ケースに適用】 消耗品が交換できること。
カッターナイフ	41	
はさみ	42	廃棄時に分別可能。
マグネット(玉・バー)	43	
スタンプ台	44	○金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。(消耗部分を除く。) ①再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上(ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上。)。 ②バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用。
朱肉	45	
つづりひも	46	○金属を除く主要材料が紙の場合 紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上 ○金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上(ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの場合は、プラスチック重量の35%以上。)。 ②バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用。
ペーパーパッチ	47	可溶性粘着材使用、または、再生処理可能。
マチ付封筒	48	古紙パルプ配合率40%以上。
テープカッター	49	
パンチ	50	
レターケース	51	
ブックスタンド	52	○金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上(ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上。)。 ②バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用。
鉛筆削(手動)	53	
OAクリーナー(ウェットタイプ)	54	○金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上(ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上。)。 ②バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用。
OAクリーナー(液タイプ)	55	【判断の基準は容器に適用】 内容物が補充できること。
マウスパッド	56	
ごみ箱	57	○金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上(ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあつては、プラスチック重量の35%以上。)。 ②バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用。
クラフトテープ	58	テープ基材について古紙パルプ配合率40%以上。
布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む。)	59	テープ基材(ラミネート層を除く。)について再生プラスチック配合率40%以上又はバイオマスプラスチックの使用。
回転ゴム印	60	
ステープラー針リムーバー	61	
ペンスタンド	62	
クリップケース	63	
紙めくりクリーム	64	【判断の基準は容器に適用】
OAフィルター(枠あり)	65	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断基準を満たすこと。 ②バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用。 ③枠部は、再生プラスチックが枠部全体重量の50%以上。

資料8 山梨県グリーン購入の推進を図るための方針

カッティングマット	66			
デスクマット	67			
絵筆	68	○金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上(ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の35%以上。) ②バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用。		
タックラベル	69	○金属を除く主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックが、プラスチック重量の70%以上。(ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの場合は、プラスチック重量の35%以上。) ○主要材料が紙の場合、紙の原料が古紙パルプ配合率70%以上。 (粘着剤はできるだけ可溶性粘着材を使用し、樹脂ラミネート加工がされていないこと。)		
黒板拭き	70			
ホワイトボード用イレイザー	71			
額縁	72			
テープ印字機等用カセット	73	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②次の要件を満たすこと。 ア.使用済み製品にテープ部分(リボンを含む。)を再充填し、必要に応じて消耗部品を交換できることが、包装、同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに表記。 イ.通常の使用条件により、5回以上繰り返し使用することが可能。 ウ.工場で再充填される製品は、使用済み製品の回収システムあり。 エ.工場で再充填される製品は、回収した製品の部品の再資源化率(使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程に投入された製品の重量又は回収したカートリッジ等の重量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品の重量の割合をいう。)が製品全体の重量(インクを除く。)の95%以上。また、回収した製品の部品のうち再使用又は再生使用できない部分は、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。		
テープ印字機等用テープ	74	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①文具類共通の判断の基準を満たすこと。 ②テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま使用できること。		
缶・ボトルつぶし機(手動)	75			
名札(衣服取付・首下げ型)	76			
丸刃式紙裁断機	77			
両面粘着紙テープ	78	テープ基材について古紙パルプ配合率40%以上。		
製本テープ	79	[判断の基準はテープ基材に適用]		
メディアケース (CD、DVD、BD用)	80	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上。 (ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックの場合は、プラスチック重量の35%以上。) それ以外の場合は、文具類共通の判断基準を満たすこと。 ②CD、DVD及びBD用にあつては、厚さ5mm程度以下のスリムタイプケース。 ③バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用。		
ファイリング用品	81			
ゴム印	82			
付箋フィルム	83	(粘着剤はできるだけ可溶性粘着材を使用。)		
OAクリーナー(エアータイプ)	84	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律で定められるフロン類(以下「フロン類」とする)が使用されていないこと、ただし、可燃性の高い物質が使用されている場合にあつては、製品に、その取扱いについて適切な記載がなされていること。		
印箱	85			
鍵かけ(フックを含む。)	86			
チョーク	87	再生材料が10%以上使用されていること。		
グランド用白線	88	再生材料が70%以上使用されていること。		
梱包用バンド	89	○主要材料が紙の場合、古紙パルプ配合率100%以上。 ○金属を除く主要材料がプラスチックの場合、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックがプラスチック重量の25%以上。ただし、廃ペットボトルのリサイクル製品は除く。		
④オフィス家具等				
(13)				
オフィス家具共通		○修理や部品交換が容易である等、長期間の使用が可能な設計又は分解が容易である等部品の再使用や素材の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ○塗装に有機溶剤及び臭気の少ない塗料が使用されていること。 ○製品の包装は、可能な限り簡易であつて、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。また、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。 ○保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とする。		
いす	90	○主要材料ごとに定められた判断の基準を満たす又はエコマーク認定基準若しくは同等の基準を満たすこと。	各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
机	91	① 大部分の材料が金属製の棚、収納用什器のうち収納庫・棚の場合		
棚	92	・棚板の機能重量が0.1 以下(棚板のあるもの)。 ・単一素材分解可能率が90%以上。		
収納用什器(棚以外)	93	・リデュース、リサイクルに配慮された設計。		
ローパーティション	94	②大部分の材料が金属製の棚、収納用什器のうち、棚板のないもの及びディスプレイスタンドの場合		
掲示板	95	・単一素材分解可能率が90%以上。		
黒板	96	・リデュース、リサイクルに配慮された設計。 ③主要材料がプラスチックの場合		
ホワイトボード	97	・再生プラスチックがプラスチック重量比10%以上又はバイオマスプラスチックが25%以上かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上。		
傘立て	98	④主要材料が木材の場合		
コートハンガー	99	・間伐材、端材等の再生資源又は合法材。 ・ホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/ mfh以下。		
個室ブース	100	⑤主要材料が紙の場合		
ディスプレイスタンド	101	・古紙パルプ配合率50%以上。 ・バージンパルプの合法性の担保。		
ベッドフレーム	102	○主要材料別の基準を満たすこと、又はエコマーク認定基準若しくは同等の基準を満たすこと。 ①主要原料がプラスチックの場合…再生プラスチックがプラスチック重量比10%以上。 ②主要原料が木材の場合…間伐材、端材等の再生資源又は合法材。ホルムアルデヒドの放散速度が0.002mg/ mfh以下。 ③主要原料が紙の場合…古紙パルプ配合率50%以上。バージンパルプの合法性の担保。		

⑤画像機器等				
(7)	画像機器等共通		○分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。	
	コピー機 (コピー機・複合機・拡張性のあるデジタルコピー機)	103	○使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 ○国際エネルギースタープログラム適合(複合機はVer.3.0、コピー機と拡張性のあるデジタルコピー機はVer2.0)。 ○特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ○少なくとも25gを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されていること。 ○使用済製品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。また、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。	各品目ごとの当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。
	プリンタ	104	○国際エネルギースタープログラム適合(Ver3.0)。 ○使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 ○特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと ○少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品の使用されていること。	
	ファクシミリ	105	○国際エネルギースタープログラム適合(Ver2.0)。 ○特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。	
	スキャナ	106	○国際エネルギースタープログラム適合(Ver3.0)。 ○特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。	
	トナーカートリッジ	107	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア.使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。 イ.回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量(トナーを除く。)の50%以上であること。 ウ.回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量(トナーを除く。)の95%以上であること。 エ.回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。 オ.トナーの化学安全性が確認されていること。 カ.感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。 キ.使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。	
	インクカートリッジ	108	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア.使用済カートリッジの回収システムがあること。 イ.回収したインクカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量(トナーを除く。)の25%以上であること。 ウ.回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量(インクを除く。)の95%以上であること。 エ.回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。 オ.インクの化学安全性が確認されていること。 カ.使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。	
	プロジェクタ	109	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア.製品本体の重量が次の算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 製品本体重量の基準(kg)= $0.0012 \times \Phi \times \alpha \times \beta$ ($\Phi < 5,000$) 製品本体重量の基準(kg)= $0.0030 \times \Phi \times \alpha \times \beta$ ($\Phi \geq 5,000$) Φ :有効光束(lm) α :超短焦点プロジェクタの場合は1.5、短焦点プロジェクタの場合は1.2、それ以外の場合は1.0 β :固体光源の場合は2.0それ以外の場合は1.0 イ.消費電力が次の算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 消費電力の基準(W)= $0.070 \times \Phi \times \alpha \times \beta + 85$ Φ :有効光束(lm) α :超短焦点プロジェクタの場合は1.2、短焦点プロジェクタの場合は1.1、それ以外の場合は1.0 β :固体光源の場合は1.5、それ以外の場合は1.0 ウ.待機時消費電力が0.4w以下であること。(ネットワーク待機時は適用外) エ.水銀ランプの使用に関する情報提供及び回収の仕組みがあること。 オ.保守部品、消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上であること。 カ.特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。	
⑥電子計算機等				
(4)	電子計算機等共通		○分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。	100%
	電子計算機(パソコン)	110	○エネルギー消費効率等、いずれかを満たすこと。 ①【サーバ型電子計算機】 省エネ法トップランナー基準を満たすこと(100%以上達成) ②【クライアント型電子計算機】 ア.省エネ法トップランナー基準を満たすこと(100%以上達成) イ.国際エネルギースタープログラム(Ver8.0以上)の基準を満たすこと。 ○特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公開されていること。 ○一般行政事務用ノートパソコンの場合は、搭載機器・機能の簡素化されていること。 ○筐体又は部品にプラスチックが使用される場合は、少なくとも筐体又は部品の一つに再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。	
	磁気ディスク装置	111	・省エネ法トップランナー基準達成。	
	ディスプレイ	112	○国際エネルギースタープログラム適合(Ver8.0)。 ○動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻る。 ○特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。	
	記録用メディア (CD-R,CD-RW,DVD±R, DVD±RW,DVD-RAM, BD)	113	○次のいずれかの要件を満たすこと〔判断の基準はケースに適用〕。 ①再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ②厚さ5mm程度以下のスリムタイプケースであること、又は集合タイプ(スピンドルタイプなど)であること。 ③バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ④紙製にあっては、古紙パルプ配合率70%以上であること。バージンパルプの合法性の担保。	

⑦オフィス機器等					
(5)	オフィス機器等共通		○分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。	各品目ごとの当該年度の調達総量（金額）に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	シュレッダー	114	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア、待機時消費電力が1.5W以下であること。 イ、低電力モード又はオフモードを備える機器については、これらのモードへの移行時間が出荷時に10分以下に設定されていること。 ウ、特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。		
	デジタル印刷機	115	○エネルギー消費効率の基準を満たすこと。（エコマーク認定品） ○特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。 ○使用される用紙が特定調達品目に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。		
	電子式卓上計算機	116	○使用電力の50%以上が太陽電池から供給されるもの。（エコマーク認定品） ○再生プラスチック配合率40%以上又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ○特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。		
	掛時計 （講堂等で使用の大型は除く）	117	○次のいずれかを満たすこと。 ①太陽電池式。（蓄電機能付きで一次電池不要） ②一次電池が5年以上使用可能。（エコマーク認定品）		
	一次電池又は小形充電式電池 （単1形～単4形）	118	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①一次電池はアルカリ相当以上のもの。（マンガン電池でないもの） ②小形充電式電池は充電式のニッケル水素電池等。		
⑧移動電話					
(3)	携帯電話	119	○次のいずれかを満たしていること。 ①搭載機器・機能の簡素化（通話及びメール機能等に限定） ②アプリケーションのバージョンアップが可能。 ○環境配慮設計がなされていること。 ○回収及びマテリアルリサイクルシステムがあること。 ○再使用できない部分は、適正処理されるシステムがあること。 ○バッテリー等の消耗品の修理システム（部品を6年以上保有※）があること。 ○特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。	各品目ごとの当該年度の調達総量（金額）に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	PHS	120	○製品にプラスチックが使用されている場合は、プラスチック重量に占める再生プラスチックの配合率及びバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率の情報が開示されていること。また、ウェブサイト等で容易に確認できること。 ※スマートフォンについては、当面の間、消耗品等の保有期間を3年以上で可とする。		
	スマートフォン	121			
⑨家電製品					
(7)	家電製品共通		○資源有効利用促進法の判断基準をふまえ、製品の長寿命化・省資源化や素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ○再生プラスチック材が多く使用されていること。 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。		
	電気冷蔵庫等 （電気冷蔵庫・電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫）	122	○エネルギー消費効率が、以下の基準を満たすこと。 ①電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫については省エネ基準達成率105%以上 ②電気冷凍庫については省エネ基準達成率110%以上 ○冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと。 ○特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。	各品目ごとの当該年度の調達総量（金額）に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	家庭用エアコンディショナー	123	○省エネ法達成率100%であること。 ○冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること。 ○特定の化学物質の含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。		
	業務用エアコンディショナー	124	○省エネ法達成率88%以上であること。 ○冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は750以下であること。 ○特定の化学物質の含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。		
	電気便座	125	・エネルギー消費効率が基本方針の電気便座の表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 （※3参考） （判断の基準については、令和6年度1年間には経過措置を設けることとし、この期間においては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年2月24日閣議決定）の電気便座に係る判断の基準を満たす製品は、本項の判断の基準を満たすものとみなすこととする。）		
	ストーブ（ガス又は灯油燃料）	126	・省エネ法トップランナー基準達成。		
	テレビジョン受信機	127	○エネルギー消費効率が、省エネ法トップランナー基準に基づく下記の達成率基準値を満たすこと。 ①2K未満の液晶テレビにあっては、省エネ基準達成率基準値75%程度以上 ②2K以上4K未満の液晶テレビにあっては、省エネ基準達成率基準値100%程度以上 ③4K以上の液晶テレビにあっては、省エネ基準達成率基準値71%程度以上 ④有機ELパネルを有するテレビジョン受信機にあっては、省エネ基準達成率基準値85%程度以上 ※付加機能を有するものは、機能ごとの想定消費電力量が許容される。 ※8Kテレビは対象外。 ○リモコン待機時消費電力が0.5W以下であること。 ○特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。		
	電子レンジ（単体）	128	○省エネ法トップランナー基準達成。 ○待機時消費電力が0.05W未満であること。 ○特定の化学物質が含有率基準値以下であり、含有情報が公表されていること。		

⑩温水器等					
(4)	温水器等共通		○分解が容易であるなど、素材の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ○再生プラスチック材が多く使用されていること。 ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。または、包装材の回収及び再利用等が配慮されていること。		
	電気給湯器	129	○省エネ法トップランナー基準達成。 ○冷媒にフロン類が使用されていないこと。 ○業務用は年間加熱効率が、加熱能力が20kW以下の場合は4.0、20kWを超える場合は3.5以上であること。	各品目ごとの当該年度の調達総量（金額）に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	ガス温水機器	130	○潜熱回収型温水器について省エネ法トップランナー基準に基づくエネルギー消費効率が90%以上（ガス瞬間沸沸器のうち強制通気式のもの、ガスふろがまを除く）。 （※4－1参考） ○ハイブリッド給湯器は、年間給湯効率が108%以上。 ○従来型機器は、省エネ法トップランナー基準に基づくエネルギー消費効率が区分ごとの達成レベル以上。 （※4－2参考）		
	石油温水機器	131	○潜熱回収型温水器について省エネ法トップランナー基準に基づくエネルギー消費効率が90%以上。 （※5－1参考） ○従来型機器は、省エネ法トップランナー基準に基づくエネルギー消費効率が区分ごとの達成レベル以上。 （※5－2参考）		
	ガス調理機器	132	○省エネ法トップランナー基準達成。		
⑪照明					
(3)	LED照明器具	133	○投光器及び防犯灯を除くLED照明器具である場合は、次の要件を満たすこと。 固有エネルギー消費効率：昼光色（D）・昼白色（N）・白色（W）120lm/W以上。 温白色（WW）・電球色（L）85lm/W以上。 平均演色評価数Raが80以上。 ○投光器である場合は、次の要件を満たすこと。 固有エネルギー消費効率：昼光色（D）・昼白色（N）・白色（W）105lm/W以上。 温白色（WW）・電球色（L）90lm/W以上。 平均演色評価数Raが70以上。 ○防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと。 固有エネルギー消費効率：昼光色（D）・昼白色（N）・白色（W）80lm/W以上。 平均演色評価数Raが70以上。 ○LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。 ○特定の化学物質の含有率が基準値以下であり、含有情報が公表されていること。	各品目ごとの当該年度の調達総量（金額）に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	
	LEDを光源とした内照式表示灯	134	○定格寿命30,000時間以上。 ○特定の化学物質の含有率が基準値以下であり、含有情報が公表されていること。		
	電球形LEDランプ	135	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア. 口金の種類がE26、E17又はGX53の場合は、ランプ効率：昼光色（D）・昼白色（N）・白色（W）110lm/W以上。 温白色（WW）・電球色（L）98.6lm/W以上。 イ. 上記ア以外の場合は、次の要件を満たすこと。ランプ効率：昼光色（D）・昼白色（N）・白色（W）80lm/W以上。 温白色（WW）・電球色（L）70lm/W以上。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、ランプ効率が50lm/W以上。 ウ. 演色性は平均演色評価数Raが70以上。 エ. 定格寿命は40,000時間以上。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、30,000時間以上。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。		
⑫消火器					
(1)	粉末(ABC)消火器	136	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次の要件を満たすこと。 ア. 消火薬剤に、再生材料が重量比で40%以上使用されていること。 イ. 製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。	当該年度の調達総量（金額）に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
⑬制服・作業服等					
(4)	制服	137	○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂配合率が25%以上。（裏生地を除く。） ※ポリエステルが裏生地を除く繊維部分が50%未満の場合、再生PET樹脂繊維部分重量比10%かつ、裏生地を除くポリエステル繊維重量比50%以上。 ②再生PET樹脂配合率が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。	当該年度の調達総量（金額）に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。 調達を実施するもののうち、警察活動等業務に支障がないと認められる品目とする。	100%
	作業服	138	③故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上。 ④植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上。 ⑤植物を原料とする合成繊維が10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が4%以上、かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルのためのシステムがあること。 ⑥エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。		
	帽子	139	○使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂配合率が25%以上。 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつポリエステル繊維重量比50%以上。 ②再生PET樹脂配合率が10%以上、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ③故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上。 ④植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上。 ⑤植物を原料とする合成繊維が10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が4%以上、かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルのためのシステムがあること。		
	靴	140	○甲部に使用される繊維（天然繊維及び化学繊維）のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ※甲部のポリエステルが甲材の繊維部分全体重量比に占めるポリエステル繊維が50%未満の場合、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かつ、甲材のポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で10%以上利用されていること。 ③植物を原料とする合成繊維が甲材繊維重量比25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率10%以上であること。		

資料8 山梨県グリーン購入の推進を図るための方針

⑩インテリア・寝装				
(7)				
インテリア・寝装共通		○再生PET樹脂配合率基準値は、繊維部分全体重量比。(ランナー、フック、ファスナー等の付属品の重量は除く。) ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		
カーテン	141	○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用。 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用。 ②再生PET樹脂配合率が10%以上、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比で10%以上使用。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
カーペット	142	・未利用繊維、故繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計が25%以上。		
毛布	143	○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂配合率が25%以上。 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつポリエステル繊維重量比50%以上。 ②再生PET樹脂配合率が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ③故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上。		
ふとん	144	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①ふとん側地又は話物に使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア.再生PET樹脂配合率が50%以上。 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつポリエステル繊維重量比50%以上。 イ.再生PET樹脂配合率が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ウ.故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上。 ②再使用した話物が80%以上。		
マットレス	145	○話物に使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかを満たすこと。 ①話物の再生PET樹脂配合率25%以上。 ②故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上。 ③植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上。 ○フェルトに使用される繊維は未利用繊維又は反毛繊維。 ○ホルムアルデヒドの放出量が75ppm以下。 ○ウレタンフォーム発泡剤にフロン類が使用されていないこと。		
布製ブラインド	146	○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用。 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比で10%以上、かつ、ポリエステル繊維重量比で50%以上使用。 ②再生PET樹脂配合率が10%以上、かつ、製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比で10%以上使用。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。		
金属製ブラインド	147	○日射反射率が次のいずれかの要件を満たすこと。 ①明度L*値が70.0以下の場合は40.0%以上。 ②明度L*値が70.0超80.0以下の場合は50.0%以上。 ③明度L*値が80.0超の場合は60.0%以上。		
⑪作業用手袋				
(1)				
作業手袋	148	○主要材料が繊維(天然繊維及び化学繊維)の場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用。 ②ポストコンシューマ材料からなる繊維が製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用。 ③未利用繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用。 ④植物を原料とする合成繊維であって(環境負荷低減効果が確認されたものに限り)が製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%

⑧その他繊維製品					
(7)	その他繊維共通		○再生PET樹脂配合率基準値は、繊維部分全体重量比。(ボール、ファスナー、金属部品等の付属品の重量は除く。) ○製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。		
	集会用テント	149	○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用。 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつポリエステル繊維重量比50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂配合率が繊維部分全体重量比で10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上あること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上あること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	ブルーシート	150	・再生ポリエチレンが50%以上。		
	防球ネット	151	○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂配合率が25%以上。 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつポリエステル繊維重量比50%以上。 ②再生PET樹脂配合率が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ③故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上。 ④再生ポリエチレンが50%以上。 ⑤植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上。		
	旗	152	○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂配合率が25%以上。 ※ポリエステルが繊維部分の50%未満の場合、再生PET樹脂は繊維部分重量比10%かつ、ポリエステル繊維重量比50%以上。 ②再生PET樹脂配合率が10%以上かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ③故繊維から得られるポリエステル繊維が10%以上。 ④植物を原料とする合成繊維が25%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が10%以上。 ⑤植物を原料とする合成繊維が10%以上、かつバイオベース合成ポリマー含有率が4%以上、かつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルのためのシステムがあること。		
	のぼり	153			
	幕(横断幕、懸垂幕)	154			
	モップ	155	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①未利用繊維、リサイクル繊維、及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比25%以上。 ②製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。		
⑨自動車					
(7)	乗用車	156	国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に準ずる	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	小型バス	157			
	小型貨物車	158			
	バス等	159			
	トラック等	160			
	トラクタ	161			
	タイヤ	162	転がり抵抗係数が9.0以下であること。乗用車用自動車のノーマルタイヤに適用。		
⑩災害備蓄用品					
(10)	災害備蓄用品共通		○防災用に長期保管する目的で調達するものに限る。(職員用のみ) ○保存期限を勘案した備蓄、購入計画をもとに管理し、継続的に更新する仕組みを構築する。		
	災害備蓄用飲料水	163	○賞味期限が5年以上でなるべく長いもの。 ○製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	アルファ化米	164			
	乾パン	165			
	保存パン	166			
	レトルト食品	167			
	栄養調整食品	168			
	フリーズドライ食品	169			
	非常用携帯燃料	170	○品質保証期限が5年以上でなるべく長いもの。 ○名称、原材料名、内容量、品質保証期限、保存方法及び製造者名が記載されていること		
	携帯発電機 (発電機の定格出力が3kVA以下の発動発電機)	171	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①ガソリンエンジンを搭載する発電機はガス排気量が基準値以下であること。 ②ディーゼルエンジンを搭載する発電機はガス排気量が基準値以下であること。 ③騒音レベルが98デシベル以下であること。 ④連続運転可能時間が3時間以上であること。(カセットボンベ型のものに当たっては1時間以上であること。)	当該年度の調達総量(金額)に占める基準を満たす物品の調達額の割合とする。	100%
	非常用携帯電源	172	○電気容量が100Wh以上 ○保証期間又は使用推奨期限が5年以上		
⑪ごみ袋等					
(1)	プラスチック製ごみ袋	173	○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次のア若しくはイのいずれかの要件並びにウ及びエの要件を満たすこと。 ア. バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、プラスチック重量の25%以上使用されていること。 イ. 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ウ. 上記ア又はイに関する情報が表示されていること。 エ. プラスチックの添加物として充填剤を使用しないこと。 ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。		100%
19分野173品					